

令和7年度地方創生臨時交付金充当事業の概要について

(1) 低所得世帯支援給付事業【物価高騰対策給付金】 ※令和6年度→7年度繰越事業

物価高が続く中で低所得世帯への支援として、令和6年度における「住民税均等割非課税」世帯に対し、給付金を給付する。また、当該世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯に対しては、給付金を加算して給付する。財源としては、地方創生臨時交付金の給付金・定額減税一体支援枠として、給付費分及び事務費分（上限有）が国より交付される。

住民税均等割非課税世帯給付

対 象 世帯全員が令和6年度「住民税均等割非課税」の世帯
給付金額 1世帯あたり3万円

こども加算給付

対 象 世帯全員が令和6年度「住民税均等割非課税」の世帯
給付金額 児童1人あたり2万円

(2) 生活応援券発行事業【臨時措置】 ※令和6年度→7年度繰越事業

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民や事業者を支援し、地域経済の回復につなげるために、町内の店舗で利用できる「生活応援券」を町民一人ひとりに配布する。財源としては、地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分として、補助金（上限有）が国より交付される。

対 象 令和7年1月31日現在、斑鳩町に住民登録のある人
及び2月1日から3月31日までに住民登録された人
発行金額 額面500円券（500円の買い物で、生活応援券を1枚利用可能）
共通券3枚 限定券3枚 合計6枚（3,000円分）
※共通券：すべての参加店舗で利用可能
限定券：中小規模店限定（フランチャイズ店等以外）で利用可能
利用期間 令和7年4月1日～8月31日
配布方法 各世帯へ郵送

(3) 不足額給付分支援事業【物価高騰対策給付金】

物価高の影響を受けた生活者等を支援するため、令和6年分の所得税及び定額減税の実績額の確定により、令和6年度に行った定額減税補足給付における給付額に不足が生じる人に対し、追加で給付金を給付する。財源としては、地方創生臨時交付金の給付金・

定額減税一体支援枠として、給付費分及び事務費分（上限有）が国より交付される。

対 象	令和6年分の所得税及び定額減税の実績額の確定により、令和6年度に行った定額減税補足給付における給付額に不足が生じる所得税／住民税の納税義務者
給付金額	令和6年度定額減税補足給付額において不足が生じる額 ※給付不足額を1万円単位で切り上げて算定した額

（4）町立小・中学校給食費の無償化事業【臨時措置】

物価高騰が続く中で、保護者の負担を軽減するため、町立小・中学校における令和7年10月分の給食費を無償化する。財源としては、地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分として、補助金分（上限有）が国より交付される。

町立小学校

対 象	町立小学校に就学する全児童
補助金額	1人あたり給食費4,200円/月

町立中学校

対 象	町立中学校に就学する全生徒
補助金額	1人あたり給食費4,600円/月

（5）町立小・中学校給食補助金の増額事業【臨時措置】

給食に要する費用負担の増額が求められる中で、給食の質を維持し、保護者の負担軽減や食育の推進、体力の向上を図るため、令和7年9月から令和8年3月の間における町立小・中学校の給食補助金を増額する。財源としては、地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分として、補助金分（上限有）が国より交付される。

町立小学校

対 象	町立小学校に就学する全児童
補助金額	令和7年9月～11月 1食あたり60円を70円に増額(+10円) 令和7年12月～令和8年3月 1食あたり60円を90円に増額(+30円)

町立中学校

対 象	町立中学校に就学する全生徒
補助金額	令和7年9月～11月 1食あたり70円を85円に増額(+15円) 令和7年12月～令和8年3月 1食あたり70円を115円に増額(+45円)